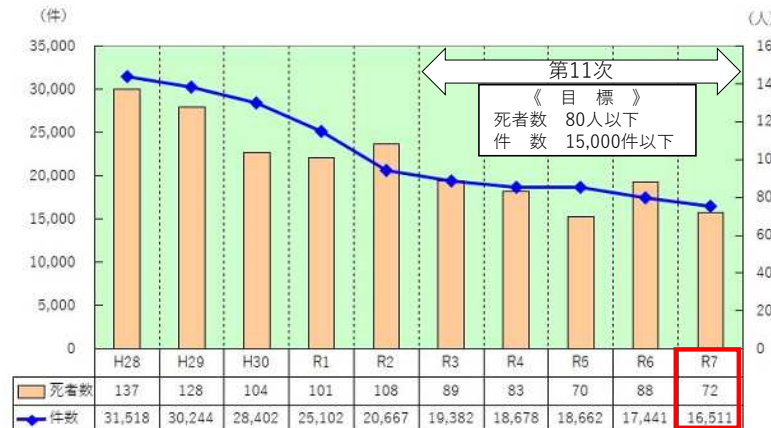


第12次 静岡県交通安全計画(概要)

計画の概要

- 1 計画の趣旨
県内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 2 計画の位置づけ
交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、静岡県交通安全対策会議(会長:知事)が、国の交通安全基本計画に基づき策定
- 3 計画期間
令和8(2026)年度から令和12(2030)年度まで(5年間)
- 4 推進体制
静岡県交通安全対策会議を中心に、県民、国、市町、関係機関・団体等と連携・協力しながら交通安全施策を推進

静岡県の交通事故死者数・件数の推移



□第11次計画の目標 ⇒ 死者数は達成
件数は上回ったものの過去最少

- 令和7年の事故分析
- ・死者の状態別では、歩行中が最も多い(32人/72人)
 - ・高齢者が関連する事故の死者数は全事故の約6割
 - ・高齢ドライバーによる事故件数は全事故の1/4
 - ・交差点事故は全事故の約4割
 - ・自転車事故負傷者数に占める高校生の割合は3割弱

基本理念

- 交通事故のない社会を目指して
- 人優先の交通安全思想
- 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

具体的施策

第1章 道路交通の安全

目標：年間死者数 65人以下（令和12年末までに）

視 点

- (1) 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- (2) こどもの安全確保のための環境整備
- (3) 歩行者の安全確保のための意識変容
- (4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- (5) 外国人の交通安全対策の推進
- (6) 特定小型原動機付自転車やその他小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- (7) 生活道路における歩行者等の安全確保
- (8) 先進技術の活用推進
- (9) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (10) 地域が一体となった交通安全対策の推進

施 策

- (1) 道路交通環境の整備
 - ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・交通安全施設等の整備事業の推進
 - ・自転車利用環境の総合的整備
 - ・災害に備えた道路交通環境の整備
- (2) 交通安全思想の普及徹底
 - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (3) 安全運転の確保
 - ・運転者教育等の充実
 - ・安全運転管理の推進
- (4) 車両の安全性の確保
 - ・自動運転車の安全対策・活用の推進
 - ・自動車の検査及び点検整備の充実
- (5) 道路交通秩序の維持
 - ・交通指導取締りの強化
- (6) 救助・救急活動の充実
 - ・救助・救急体制の整備
- (7) 被害者支援の充実と推進
 - ・交通事故被害者支援の充実強化

第2章 鉄道交通の安全

目 標

- ・乗客死者数ゼロ
- ・運転事故全体の死者数減少

施 策

- ・鉄道交通環境の整備
- ・鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ・鉄道の安全な運行の確保

第3章 踏切道における交通の安全

目 標

- ・平均踏切事故件数の1割削減(R3～R7とR8～R12の比較)

施 策

- ・踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- ・踏切道の統廃合の促進
- ・踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施

第4章 大規模地震に備えての交通の安全

基本方針

- ・南海トラフ地震臨時情報を活用した被害軽減
- ・地震発生時の陸上交通の早期回復等必要な対策の実施

施 策

- ・緊急交通路の確保
- ・道路交通情報の提供
- ・交通安全施設の整備
- ・既存の道路橋・鉄道構造物の耐震補強